



岡谷市公告第23号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第5項の規定による同意により、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を変更したので、同条第6項の規定により公告する。

なお、当該構想は、岡谷市役所農林水産課において縦覧に供する。

令和7年3月31日

岡谷市長 早 出 一 真

